

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 号

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(国保年金課)	(国保年金課)
第 27 条 <省略>	第 27 条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。	3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
(3) <省略>	(3) <u>国民健康保険事業費納付金に関すること。</u>
(4) <省略>	(4) <省略>
4及び5 <省略>	4及び5 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。